

広島女学院大学キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン

1. ガイドライン制定の趣旨

広島女学院大学は、日本国憲法及び関連諸法規に規定する基本的人権尊重の精神に基づき、本学で、学び、研究し、働く全ての者が、不当あるいは不愉快な扱いを受けることなく、安全、平等、快適に、学業、研究、就労を遂行することができる権利を保障するため、本ガイドラインを制定します。

2. 定義

ハラスメントとは、一般に「嫌がらせ」と言われるもので、主に大学などにおける人的関係に関わって行われるものをキャンパス・ハラスメントと呼びます。キャンパス・ハラスメントとは、相手の意に反して、不利益を与えるあるいは不快・不愉快な感情を抱かせる行為を指します。ハラスメント行為者による行為が意識的であるか無意識的であるか、作為か不作為かを問いません。キャンパス・ハラスメントには、概ね(1) セクシュアル・ハラスメント、(2) アカデミック・ハラスメント、(3) パワー・ハラスメントという3つの類型があります。それぞれ、i) 地位利用・対価型ハラスメント、ii) 環境型ハラスメントがあります。

i) 地位利用・対価型ハラスメント

大学生生活上、修学上、教育研究上、職務上の地位や権限を利用して、相手の意に反する言動を行い、相手の反応により、不当に相手に利益あるいは不利益を与えることです。

ii) 環境型ハラスメント

相手又は周囲に対して、不快、不愉快な言動を行うことにより、大学生生活、修学、教育研究、就労等の良好な環境を損なわせることです。

(1) セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的言動を行うことを言います。例えば、次のような行為が該当します。

- ・ 相手に性的関係を迫ること。
- ・ 相手に性的な事実関係を尋ねること。
- ・ 相手に性的な視線を向けること。
- ・ 相手に性的な話題やジョークを投げかけること。
- ・ 相手の性的な風評を流すこと。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育研究上優越的地位にある者が、その地位や権限を利用しないし逸脱して、不当、不適切な言動、指導又は待遇を行うことを言います。例えば、次のような行為がこれに該当します。

- ・ 教育研究上の指導の差別を行うことや教育研究上の指導を拒否すること。
- ・ 公平性を欠く成績評価を行うこと。
- ・ 単位や学位などの取得を妨害すること。
- ・ 公平性を欠く昇任審査を行うこと。
- ・ 円滑な職務遂行を困難にするような言動を行うこと。

(3) パワー・ハラスメント

学生生活上、教育研究上、就労上優越的地位にある者が、その地位や権限を利用しないし逸脱して、部下や同僚等の就労意欲や就労環境を著しく害するような不適切な言動や指導を行うことを言います。例えば、次のような行為がこれに該当します。

- ・ 悪意により昇進・昇給の機会を妨害すること。
- ・ 悪意により本人の嫌がる部署へ配置転換すること。
- ・ 無謀な計画や反社会的行為への参加・協力を強要すること。
- ・ 合理的な根拠なく退職や休職を求めること。
- ・ 職務上必要な情報を意図的に伝えないこと。
- ・ サークル活動や指導において、精神的苦痛を与えるほどに過度な要求を拘束すること。

その他、上記の例に相当しない件については、個別に対応する。

3. 適用範囲及び対象

本ガイドラインは、本学の専任教員、非常勤講師等の教員、専任職員、派遣職員、嘱託職員、アルバイト等、学部学生、大学院学生、外国人留学生、科目等履修生、公開講座受講生等、学長、理事長、理事等、本学と一定の継続的関係を持つ本学構成者全てに適用されます。また、本学の構成者と学外者との関係については、本ガイドラインを適用しないし準用します。退職後、卒業後や退学後においても、在職中・在学中に受けたキャンパス・ハラスメントについて本ガイドラインを適用します。

4. 組織

本学の人権問題委員会の下に、キャンパス・ハラスメント問題委員会を設置します。キャンパス・ハラスメント問題委員会は、キャンパス・ハラスメントに関する調査、研修等、広くキャンパス・ハラスメントの予防・救済・対策に取り組みます。この委員会は、公正中立な立場に立ち、キャンパス・ハラスメント問題の調査や解決に向けて真摯に取り組まねばならないものとします。キャンパス・ハラスメント問題委員会が、ハラスメント問題の中心的役割を果たす機関として十分かつ適切に業務ができるよう、関係人、関係機関及び部署は情報提供、実態調査等に協力するものとします。キャンパス・ハラスメント問題委員会の具体的構成、権限、手続等については、別途「広島女学院大学キャンパス・ハラスメント問題委員会規程」において定めるものとします。さらに、キャンパス・ハラスメントに関する相談、悩み、苦情に応ずるため、相談員をおきます。相談員に関しては、キャンパス・ハラスメント問題委員会で選定し、掲示をもって告知します。

5. 防止・調査・解決等における基本原則

キャンパス・ハラスメント問題委員会、相談員は、以下の点を基本原則として、業務にあたることとします。

- ・ ハラスメントの相談者、当事者及び関係者のプライバシーや秘密を守ること。本人や代理人の承諾のない限り、正当な理由なく業務の過程で知りえた事項を洩らさないこと。
- ・ 職務上や教育研究上の上下関係に拘わらず、公正中立の立場に立ち、客観的に調査・解決等にあたること。
- ・ ハラスメントの相談や苦情を受けた場合には、真摯に対応すること。
- ・ ハラスメントの相談者が、相談や苦情を申し立てたことにより、威圧や強要を受ける、あるいは不利益的な取り扱いを受けることがないよう、十分に配慮すること。また、そのような行為があった場合には、威圧者等に対して、懲戒手続の発動要請も含めて厳正に対処すること。

6. 本学の方針

本学は、キャンパス・ハラスメント問題委員会の活動を重視し、当該委員会からの調査・検討・研修などが円滑に行なわれるよう、大学全体として協力します。当該委員会からの調査、勧告等を重視し、大学関係諸機関において迅速かつ適切に、被害者の救済、加害者の処分、環境改善等に厳然たる態度で対応します。また、大学としての対応策を本人及び関係者に通知する（通知方法は、本人及び関係者の求める方法による）とともに、本人のプライバシーに最大限の配慮をしつつ、その経過と結果について、公表し、再発防止に努めます。

7. 改正

本ガイドラインは、キャンパス・ハラスメント問題委員会において、適宜見直し・改正するものとします。